⑷　歯科医師による場合　60点
⑸　⑴から⑷まで以外の場合　60点

８　１から３まで及び注７にかかわらず、特定の患者に離床を伴わずに20分以上個別療法であるリハビリテーションを行った場合は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。この場合、通則第４号にかかわらず、患者１人につき１日２単位まで算定する。

Ｈ０００－２　削除

Ｈ０００－３　廃用症候群リハビリテーション料

１　廃用症候群リハビリテーション料⑴（１単位）
イ　理学療法士による場合　180点
ロ　作業療法士による場合　180点
ハ　言語聴覚士による場合　180点
ニ　歯科医師による場合　180点

２　廃用症候群リハビリテーション料⑵（１単位）
イ　理学療法士による場合　146点
ロ　作業療法士による場合　146点
ハ　言語聴覚士による場合　146点
ニ　歯科医師による場合　146点

３　廃用症候群リハビリテーション料⑶（１単位）
イ　理学療法士による場合　77点
ロ　作業療法士による場合　77点
ハ　言語聴覚士による場合　77点
ニ　歯科医師による場合　77点
ホ　イからニまで以外の場合　77点

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している保険医療機関において、急性疾患等に伴う安静による廃用症候群の患者であって、一定程度以上の基本動作能力、応用動作能力、言語聴覚能力及び日常生活能力の低下を来しているものに対して個別療法であるリハビリテーションを行った場合に、当該基準に係る区分に従って、それぞれ廃用症候群の診断又は急性増悪から120日を限度として所定点数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める患者について、治療を継続することにより状態の改善が期待できると医学的に判断される場合その他の別に厚生労働大臣が定める場合には、120日を超えて所定点数を算定することができる。

２　注１本文に規定する患者であって入院中のものに対してリハビリテーションを行った場合は、入院した日から起算して14日を限度として、早期リハビリテーション加算として、１単位につき60点（入院した日から起算して４日目以降は１単位につき25点）を所定点数に加算する。ただし、他の保険医療機関から転院してきた患者については、転院前の保険医療機関に入院した日を起算日とする。

３　別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、注１本文に規定する患者であって入院中のものに対してリハビリテーションを行った場合は、当該患者の廃用症候群に係る急性疾患等の発症、手術若しくは急性増悪又は当該患者の廃用症候群の急性増悪から14日を限度として、初期加算として、１単位につき45点を更に所定点数に加算する。

４　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、注１本文に規定する患者（入院中のものに限る。）であって、リハビリテーションを実施する日において別に厚生労働大臣が定める患者であるものに対してリハビリテーションを行った場合は、当該患者の廃用症候群に係る急性疾患等の発症、手術若しくは急性増悪又は当該患者の廃用症候群の急性増悪から14日を限度として、急性期リハビリテーション加算として、１単位につき50点を更に所定点数に加算する。

５　注１本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中のものに対して、休日にリハビリテーションを行った場合は、当該患者の廃用症候群に係る急性疾患等の発症、手術若しくは急性増悪又は当該患者の廃用症候群の急性増悪から30日目までを限度として、休日リハビリテーション加算として、１単位につき25点を所定点数に加算する。

６　注１本文の規定にかかわらず、注１本文に規定する患者であって、要介護被保険者等以外のものに対して、必要があってそれぞれ廃用症候群の診断又は急性増悪から120日を超えてリハビリテーションを行った場合は、１月13単位に限り算定できるものとする。

７　注１本文の規定にかかわらず、注１本文に規定する患者であって、入院中の要介護被保険者等に対して、必要があってそれぞれ廃用症候群の診断又は急性増悪から120日を超えてリハビリテーションを行った場合は、１月13単位に限り、注１に規定する施設基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を算定できるものとする。

イ　廃用症候群リハビリテーション料⑴（１単位）
⑴　理学療法士による場合　108点
⑵　作業療法士による場合　108点
⑶　言語聴覚士による場合　108点
⑷　歯科医師による場合　108点

ロ　廃用症候群リハビリテーション料⑵（１単位）
⑴　理学療法士による場合　88点
⑵　作業療法士による場合　88点
⑶　言語聴覚士による場合　88点
⑷　歯科医師による場合　88点

ハ　廃用症候群リハビリテーション料⑶（１単位）
⑴　理学療法士による場合　46点
⑵　作業療法士による場合　46点
⑶　言語聴覚士による場合　46点
⑷　歯科医師による場合　46点
⑸　⑴から⑷まで以外の場合　46点

８　１から３まで及び注７にかかわらず、特定の患者に離床を伴わずに20分以上個別療法であるリハビリテーションを行った場合は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。この場合、通則第４号にかかわらず、患者１人につき１日２単位まで算定する。

Ｈ００１　摂食機能療法（１日につき）
１　30分以上の場合　185点
２　30分未満の場合　130点

注１　１については、摂食機能障害を有する患者に対して、１月に４回に限り算定する。ただし、治療開始日から起算して３月以内の患者については、１日につき算定できる。

２　２については、脳卒中の患者であって、摂食機能障害を有するものに対して、脳卒中の発症から14日以内に限り、１日につき算定できる。

３　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、摂食機能又は嚥下機能の回復に必要な指導管理を行った場合は、摂食嚥下機能回復体制加算として、当該基準に係る区分に従い、患者（ハについては、療養病棟入院料１又は療養病棟入院料２を現に算定しているものに限る。）１人につき週１回に限り次に掲げる点数を所定点数に加算する。
イ　摂食嚥下機能回復体制加算１　210点
ロ　摂食嚥下機能回復体制加算２　190点
ハ　摂食嚥下機能回復体制加算３　120点

４　治療開始日から起算して３月を超えた場合においては、摂食機能療法と区分番号Ｈ００１－２に掲げる歯科口腔リハビリテーション料１（２及び３に限る。）